2025年10月16日から在留資格「経営・管理」の要件が変わります。



出入国 在留 管理庁のホームページより

「経営・管理」の要件の変更について（まとめ）

	許可する基準	変更する前の要件	変更した後の要件
1	資本金・出資総額 （会社のお金）	500万円	3000万円
2	経営・管理の経歴（経験） 又は 経営・管理に関する学歴	なし	経営・管理の経験が3年以上ある(注1) 又は 経営・管理もしくは、経営事業の分野に関する修士以上の学位をもっている
3	常勤職員を雇用する義務 （フルタイムで働く人）	なし 資本金要件の代わりに２人以上の常勤職員を雇用する	１人以上の常勤職員を雇用することが義務になる（注2）
4	日本語の能力	なし	申請者または常勤職員のいずれかに、日本語の能力があること（注3）
5	在留資格決定時の専門家の確認	なし	新しい事業計画は、経営に関する専門知識を持っている人の確認してもらう義務がある 上場企業の規模の場合などを除く

注1 「経営・管理の経験」には、在留資格「特定活動」で行った起業準備の活動も含まれる。

注2 「常勤職員」は、日本人、特別永住者、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格で在留している人のこと。

注3 日本語能力は、CEFR・B2のレベルが必要。（例えば：JLPTN2以上、BJT400点以上）
なお、ここでいう「常勤職員」は、法別表第一の在留資格で在留する外国人も含まれる。（例えば：「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など）

今「経営・管理」の在留資格で在留している人は、2025年10月16日から3年が過ぎた後に初めて在留期間更新許可申請をする時までに「変更した後の要件」を満たす必要があります。